

東村山市立野火止小学校 学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

1 基本的な考え方

基本方針策定の意義

「いじめ」は、当該児童に深刻な苦痛を与え、時には不登校や自殺などに追い込むこともあるなど、決して許されない行為であり、いじめ問題への対応は学校における重要課題のひとつである。「東村山市立野火止小学校学校いじめ防止基本方針」は、本校が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

「いじめ」の定義

この方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「具体的ないじめの態様」

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定より）

「いじめ」の禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に永く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、児童は決していじめを行ってはならない。

「いじめ防止」等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する児童たちの理解を深める＞

児童がいじめについて深く考え理解するための取組として、「特別な教科 道徳」の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、児童たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 児童をいじめから守り通し、児童のいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた児童を守る＞

いじめを受けた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜児童の取組を支える＞

周囲の児童が、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた児童を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人が対応するだけでなく、いじめを認識した時点ですぐに情報を共有し、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

(4) いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

「いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント」

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから児童を守り通す

《学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実》

ポイント4 児童たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

《日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成》

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

《地域、関係機関等との日常からの連携》

（いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻 [学校の取組編] 令和3年2月 東京都教育委員会）

なお、上記の6つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の児童の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の児童の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた児童が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「野火止小学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（スクールサポーター、民生児童委員、医療関係者、子ども家庭支援センター、児童相談所、スクールソーシャルワーカー等）

(2) 「野火止小学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

校内組織に、「野火止小学校いじめ対策委員会」を設ける。本委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものであり、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階の取組に対して、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにする。

(3) 「野火止小学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

- ・いじめに関する校内研修の計画、実施【6月、11月、2月】
- ・「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議等の開催【年間3回、長期休業前】
- ・「いじめに関する授業」の実施に関する計画、実施【6月、11月、2月】
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用【6月、11月、2月】
- ・「いじめ発見のチェックシート」を用いた定期的な観察等の実施や結果分析等【適宜】
- ・学校だよりや学年だより、保護者会等の積極的な活用【年間3回程度】
- ・スクールカウンセラー等による全員面接、結果集約及び対応【5年生、6月】
- ・「担任との二者面談」の計画、実施【必要時】

(4) 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

民生児童委員、東村山警察署生活安全課少年係（スクールサポーター）、児童相談所児童福祉司、東村山市子ども相談員、子ども家庭支援センター、本校校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校関係機関、地域が組織的に連携、協働する体制を構築する。

- ①問題児童等及びその保護者に対する立ち直りに必要な支援を行う。
- ②個人情報保護に配慮した上で、成育歴や家庭環境を参考にして個別の指導計画を作成する。
- ③状況等の確認や定期的な評価、さらに後のフィードバックのための活動記録を作成する。

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

①学級経営の充実

- 生活アンケートを活かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 「わかる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 保護者会等を活用し、保護者への理解啓発と日常的に情報を共有できる体制を構築する。

②道徳教育の充実

- 「特別な教科 道徳」の授業を通して、児童の自己肯定感、自尊感情を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

③「野火止小学校いじめ対策委員会」の設置と「学校サポートチーム」の活用

- 他機関との意見交流を通して、いじめ問題に組織的に対応する。

④いじめに関する研修といじめに関する授業の実践

- 教職員の「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- 定期的に児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、道徳の時間や特別活動において、年に最低3回は、「いじめに関する授業」を実施する。
- 「いじめ防止教育プログラム」を活用し、研修を行う。(うち1回以上は「重大事態」の定義の理解について)

⑤弁護士等を活用した法教育の実施

- いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から実社会と「いじめ」との関係について児童に学ばせるため、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施する。

⑥2月1日から7日までを「東村山市いのちとこころ教育週間」として設定し、いじめ防止や生命尊重等をテーマにした学習や講演会を行う。

⑦東村山市中学校生徒会サミットにて作成した「いじめ防止宣言」及び「生徒が作ったインターネット等の利用に関する共通ルール」や「SNS 東京ルール」を基にした「学校のルール」を掲示する。

⑧児童と教職員の信頼関係の構築

- 一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日常から児童とのコミュニケーションを図り、児童の訴えを受容的・共感的に聞く姿勢を大切にする。

(2) 早期発見のための取組

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の心の変化を見逃さない感覚を身に付けることが大切である。

まず、担任による出欠確認時の観察で児童の様子を把握し、普段と違う態度の際には声をかけ、話を聞く。理由が明確でない欠席の場合はすぐに連絡をとり、不登校が疑われる場合には、いじめの有無についても確認する。

- ・年3回の生活アンケートの実施で児童からの訴えを確認し対応する。また「いじめ発見チェックシート」を用いて、児童の状況を観察し、分析する。必要に応じて、学級担任等による個別面談、悩み相談等を行い早期発見に努める。(アンケートは実施年度末より5年間保管)
- ・学年だよりや保護者会等を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。
- ・児童の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、生活意識調査を実施する。
- ・児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増

加する5年生を対象に、毎年6月にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。各学級の実態に応じて、他学年への面談等も実施する。

- ・管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、児童たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で児童たちを見守っているというメッセージを発する。
- ・理由が明確ではない欠席については、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」を活用し、いじめが疑われる事案への迅速な対応ができるようにする。
- ・教職員の「いじめ」の定義を確認し、いじめの定義を限定して解釈しないよう共通理解の徹底をする。
- ・児童の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず、教職員間で、円滑に情報を共有できるようにするために、適切な方法で記録する。
- ・「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を、長期休業日前の年間3回、全ての児童に配布し、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。

(3) 早期対応のための取組

①初期対応の取組

- ・いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・学校いじめ対策委員会を早急に開催し対応策を検討して、被害児童を守る。
- ・加害児童に対しては、人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・インターネットを通じて、いじめが行われていることが確認された場合は、直ちに指導に当たるとともに、保護者と連携して、通信の手段に応じてその内容の拡散防止と削除を徹底する。

②被害児童への取組

- ・被害児童の安全確保及び不安解消のため、状況をきめ細かく把握する。
- ・授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声かけを行う。
- ・生活指導朝会、学校いじめ対策委員会を利用して被害児童の情報の共有を行う。
- ・教職員が協働で、被害児童を徹底して守る。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、被害児童やその保護者をケアする。
- ・いじめの行為が解消した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意深く観察するなど、対応を継続する。

③加害児童への取組

- ・いじめを確認した場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて野火止小学校いじめ対策委員会の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ再発を防止する措置を取る。
- ・迅速に保護者に連絡し、理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応するとともに継続的な助言を行う。
- ・加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導等、毅然とした対応をする。
- ・加害児童の発達段階や家庭環境を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、継続的な指導の充実を図る。

④周囲の児童への取組

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・学校は、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。
- ・学校は、早期に東村山市教育委員会へ報告し、情報を共有する。当該情報の内容に応じて、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないようにする。
- ・教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- ・学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。
- ・いじめに係る行為が見られなくなってから、3か月程度経過観察した後、いじめ解消を判断する。

（４）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、医療機関、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、家庭と連携して実施する。学校の指導により、加害の児童によるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の児童が安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

調査を行ったときには、対象児童とその保護者及びいじめを行った児童とその保護者へも情報提供し、家庭と連携する。

4 校内における研修体制

- ・毎週金曜日の生活指導朝会において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に関する研修を行い、全ての教職員の理解を測る。
- ・生活指導主任会等の資料を活用し、自尊感情や自己肯定感を高めるための研修を行う。
- ・生活指導、特別支援全体会を活用し、教育相談体制に関する研修を行う。
- ・校内研修において、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」下巻[実践プログラム編]を活用する。

5 検証と改善

（１）生活指導支援の進捗状況の報告及び成果と課題に対する協議に関すること

- ・毎月のいじめ対策委員会にて、各学年の毎月の児童の実践や指導の手立てについての検証を行い、全体に周知していく。また、緊急性の高いものは職員朝会で報告し、共通理解を図る。

（２）生活指導に関わる情報交換に関すること

- ・毎週金曜日の生活指導朝会で、各学年の生活指導上の課題について共通理解するとともに、学校全体で共通実践すべきことがらを確認する。

- (3) 生活指導上の問題等の解決に向けての当該児童及び保護者への支援策の協議及び実施に関すること
- ・生活指導上の問題については生活指導部で、また、「いじめ」問題については「野火止小学校いじめ対策委員会」が中心になって行う。

- (4) 「いじめ防止基本方針」の定期的な見直しに関すること

- ・「いじめ防止基本方針」を年度末にその取組を検証し、改善を図る。